

薬生安発 0621 第 1 号  
令和 5 年 6 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策長  
（ 公 印 省 略 ）

「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」  
の一部改正について

在宅医療におけるエックス線撮影の在り方については、「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」（平成 10 年 6 月 30 日付け医薬安発第 69 号）により示しているところです。

今般、保守・管理に関する内容を明示することにより保守・管理の方法の合理化を図るため、当該通知の別添について、下記新旧対照表のとおり改正しますので、御了知の上、貴管下関係者に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

記

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
一～二（略） 三 在宅医療におけるエックス線撮影の適用 （一）～（二）（略） （三）エックス線撮影装置の保守・管理 エックス線撮影装置の保守・管理や器材の選択は、被ばくの低減のみならず、良質のエックス線写真を得るためにも重要であるので、 <u>医薬</u>	一～二（略） 三 在宅医療におけるエックス線撮影の適用 （一）～（二）（略） （三）エックス線撮影装置の保守・管理 エックス線撮影装置の保守・管理や器材の選択は、被ばくの低減のみならず、良質のエックス線写真を得るためにも重要であるので、 <u>定期的</u>

品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される注意事項等情報として示されている保守点検に関する事項を参照の上、エックス線撮影装置の安全や性能が維持できているかの保守点検を行うことが望ましい。また、診療に適したスクリーン、フィルム、イメージングプレート等を選択し、適正な撮影及び現像処置が行われるよう注意すること。

にエックス線撮影装置の安全や性能が維持できているかの点検を行うことが望ましい。また、診療に適したスクリーン、フィルム、イメージングプレート等を選択し、適正な撮影及び現像処置が行われるよう注意すること。